

久留米市公告第 42 号

建築基準法第73条第1項の規定に基づき、建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第73条第3項の規定により、当該建築協定書を久留米市役所（建設部建築指導室）において一般の縦覧に供する。

平成12年 4月 28 日

久留米市長 白石 勝洋

1. 建築協定の名称

ホームアルカディア宮ノ陣建築協定

2. 建築協定区域

久留米市宮ノ陣町宮瀬、五郎丸字三丁分、田久保219-1他23筆

3. 認可年月日

平成12年 4月 28 日

ホームアルカディア宮ノ陣建築協定書

(目的)

第1条 この協定は建築基準法第4章の規定及び久留米市建築協定条例（昭和59年条例第23号）に基づきこの協定第6条に定める区域（以下「協定区域」という）内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠および建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は「ホームアルカディア宮ノ陣建築協定」（以下「本協定」という。）称する。

(用語の定義)

第3条 本協定における用語の定義は建築基準法および建築基準法施行令に定めるところによる。

(協定の効力の発生)

第4条 本協定は建築基準法第70条1の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は協定の目的となっている土地の区域（以下「建築協定区域」という。）建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があった場合の措置を定め協定書を作成し、その代表者によって市長に提出し、認可になった時から効力を発生するものとする。

(協定の変更および廃止)

第5条 本協定の内容を変更しようとするときは土地の所有者等全員の合意をもってその旨を定めこれを市長に申請し、その認可を受けなければならない。

2 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請し、その認可を受けなければならない。

(協定区域)

第6条 協定区域は別添図(1)の赤枠で表示する。ただし既存住宅部分を除く。

(建築物に関する基準)

第7条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、および建築設備は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 第1種住居地域内での建物は地区計画で定める建築物以外の建築物は建築してはならない。
- (2) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「建築壁面後退距離」という)は1.0m以上とする。ただし物置、車庫等の付属建築物はこの限りではない。
- (3) 建築物の屋根および外壁の形状、色彩、意匠等については景観を考慮するものとする。
- (4) 垣又は柵を設ける場合は生け垣又は見通し可能なフェンスとする。
- (5) 敷地の地盤高については譲渡を受けた時点より変更してはならない。ただし庭の修景及び出入りのためのものについてはこの限りではない。
- (6) 屋外広告物設置については必要最小限とし、色彩、意匠等については周囲の景観に十分考慮しなければならない。

(委員会への届出)

第8条 協定区域内に建築物及び付属建築物等を建築しようとする者は、第12条に定める委員会へ建築計画書(配置図、平面図、立面図等)を届け出なければならない。なお建築確認申請書の提出を要するものについては、これを提出する前に委員会へ届け出なければならない。

- 2 土地の所有者等は、土地の所有権または借地権を移転し、または廃止した場合は、その旨を委員会に届け出なければならない。

(協定の効力)

第9条 本協定の有効期間は、久留米市長の認可公告のあった日から10年とし、期間満了前に土地の所有者等の過半数の廃止の申出がない場合はさらに10年間

延長するものとする。ただし本協定期間内の違反者の措置については期間満了後もなお効力を有する。 ✓

(協定に違反した場合の措置)

第10条 第12条に規定する委員長（以下「委員長」という）は、委員会の決定に基づき第7条の規定に違反した土地所有者等（以下「違反者」という）に対して、文書をもって相当の猶予期間を付して当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができるものとする。 ✓

2 前項の請求があった場合、違反者は、これに従わなければならない。 ✓

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、違反者がその請求に従わないときは、委員長は委員会の決定に基づきその強制履行または違反者の費用をもって第三者にこれを為さしめることを裁判所へ提訴することができるものとする。 ✓

2 前項の提訴手続き等に要する費用は違反者の負担とする。 ✓

(委員会)

第12条 本協定を運営するために次の役員からなる協定委員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
会計	1名

 ✓

2 委員は土地所有者等の互選により選出する。

3 委員長は委員の互選とし、副委員長および会計委員は委員のうちから委員長が任命する。

4 委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

6 会計は委員会の経理に関する事務を処理する。 ✓

(委員の任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2 委員は再任されることが出来る。

(経費)

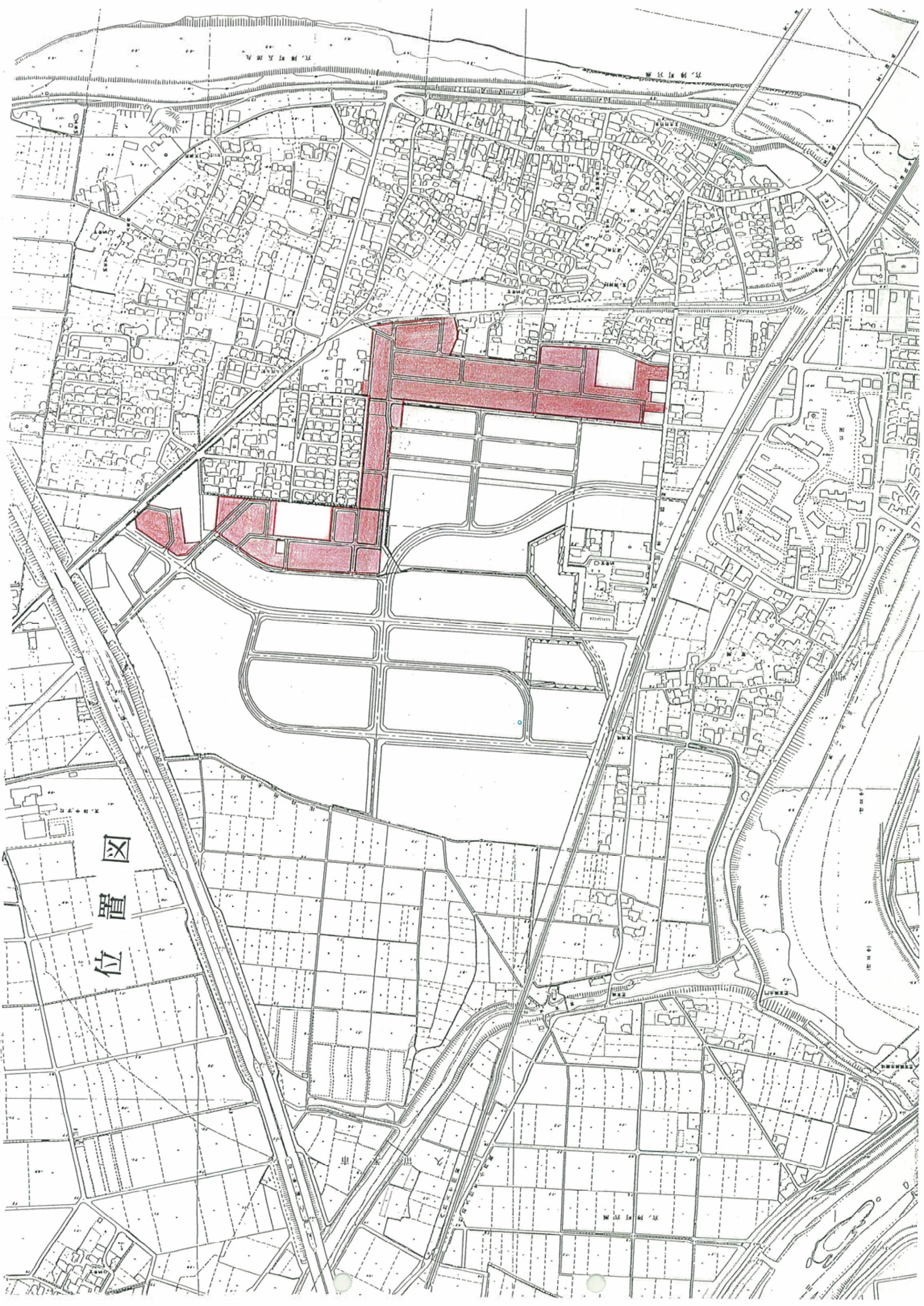
第14条 協定者は委員会の運営に必要な経費を負担するものとする。

(補則)

第15条 本協定に関するもののほか、委員会の運営組織、議事ならびに委員に関して必要な事項を別に定める。

(付則)

本協定は2部を市長に提出し、その写しを土地の所有者等全員に配布する。



位置图

五里河

五里河

五里河

五里河